

ハラスメント防止宣言

公益社団法人日本環境教育フォーラム（以下、「JEEF」といいます。）は、すべての人々の人権を理解、尊重し、法人としての責任を果たすべくハラスメント防止宣言を表明します。

すべての人々の尊厳が守られ、ハラスメントのない健全な職場環境の確保に取り組みます。

JEEF が禁じるハラスメントには、以下のような行為があります。

（1）パワーハラスメント

パワーハラスメントとは、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職場環境を害する行為をいいます。

（2）セクシュアルハラスメント

セクシュアルハラスメントとは、職場において行われる、職員の意に反する「性的な言動」に対する職員の対応により、その職員の労働条件について不利益を与えたり、「性的な言動」により他の職員の就業環境を害することをいいます。

（3）妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、マタニティハラスメントとも呼ばれますが、職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した「女性職員」や育児休業等を申出・取得した「男女職員」の就業環境を害することをいいます。

JEEF は、正規職員のみならず、臨時職員・契約職員・派遣従業員など JEEF において働くすべての方（以下、「職員等」といいます。）に対するハラスメントを許さないことを宣言すると共に、JEEF 会員を始めとする JEEF 関係者の方々に対してもこのような行為を行わないよう指導してまいります。

JEEF は、職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設置し、適切な再発防止策を講じてまいります。さらに、人権を侵害する一切の差別やハラスメントを容認しない方針の浸透を図り、JEEF を挙げて人権侵害やハラスメントのない職場環境作りを進めるため、職員等に対する啓発、研修等を行ってまいります。

2023 年 11 月 6 日 公益社団法人日本環境教育フォーラム
理事長 阿部 治